

はじめに

本校では、「人権を尊重し、生徒一人ひとりが責任を持ち、支え合い、安心して学べる学校。」をめざす学校像の一つとしており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。本校には15歳から80歳以上の人まで、病気や障がいを抱える生徒、外国にルーツをもつ生徒、性的マイノリティーの生徒、また、いじめられた経験をもつ生徒など、さまざまな立場や状況におかれた生徒が通学している。そのため、多様な個性を認め合い一人ひとりを尊重することが大切であり、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校におけるいじめ防止基本方針を定める。

第1章 いじめ防止等のための本校の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法(以下、「法」という)第2条には、「【いじめ】とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されている。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

等

2 基本理念

(1)いじめは絶対に許されない

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢で対応する必要がある。また、いじめの加害者はもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

(2)対等で豊かな人間関係を築く

いじめを克服するためには、生徒たちがお互いの違いを認め合い、他者の思いを受け止める事が出来る豊かな感性を身につけていくことが必要である。学校として、対等で豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育を粘り強く取り組むことが必要である。

3 いじめ防止等の対策のための組織

法第22条に基づき、本校でも、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織を置く。

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

准校長、教頭、首席、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、教育相談係、人権教育推進委員長、担任

(3) 役割

- ア 学校におけるいじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗状況のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校におけるいじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。(※日程は令和元年度のもの)

大阪府立桃谷高等学校 通信制の課程 学校行事といじめ防止年間計画				
	4/14(日) 編・転	4/15(月) 中卒	入学式	学校全体
	昼間部	日夜間部		
	4/19(金)		オリエンテーション	
第1 範囲	5/8(水)	5/10(金)	HR①代議員～代議員会①立候補	第1回いじめ対策委員会 (年間計画の確認)
	5/10(金)		健康診断(昼間部中卒1・2年次対象)	
	5/15(水)	5/12(日)	HR②～健康診断～	
	5/22(水)	5/19(日)	HR③人権、代議員会②選挙	アンケート回収箱の設置
	5/26(日)		遠足	

	6/12(水)	6/9(日)	HR④自転車安全講習、代議員会③予算	
	7/3(水)	7/1(月)	HR⑤テスト指導、非常時の避難経路確認	
第2 範囲	8/28(水)	8/25(日)	HR⑥文化祭①、学習期限連絡、体育祭案内	第2回いじめ対策委員会 (進捗状況確認)
	9/4(水)	9/8(日)	HR⑦人権、体育祭説明～代議員会④	
	9/18(水)	9/15(日)	防災訓練	
	9/28(土)		体育祭準備	
	9/29(日)		体育祭	
	10/4(金)		HR⑧薬物乱用防止、文化祭②、テスト指導	
	10/13(日)		大阪府高等学校定時制通信制生徒秋季発表大会	
	10/26(土)		近畿高等学校通信制体育大会	
第3 範囲	11/6(水)	11/3(日)	HR⑨⑩合同 HR(球技大会)	第3回いじめ対策委員会 (状況報告と取組の確認) アンケート回収箱の設置
	11/20(水)	11/17(日)	HR⑪文化祭準備～代議員会⑤	
	11/27(水)	11/25(月)	HR⑫文化祭準備	
	11/30(土)		文化祭準備	
	12/1(日)		文化祭	
	12/11(水)	12/8(日)	HR⑬人権	
	12/16(月)	12/13(金)	HR⑭テスト指導	
	2/23(日)		卒業式	第4回いじめ対策委員会 (次年度の取組検討)

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、各範囲の終わりなどに検討会議を開催し、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 学校におけるいじめの防止等に関する措置

1 いじめの未然防止

(1) 基本的な考え方

いじめを生み出さないために、生徒一人ひとりが違いを認め合い、お互いを尊重し合うことによって生徒の人権意識を育み、いじめを許さない集団作りを進めて行くことが必要である。教育・学習の場である学校では、生徒が目的をもった学校生活を送り、クラス集団や自主活動の集団の中で信頼と協調に基づく人間関係を築き、規律を守る力やコミュニケーション力を育てていくための取組を、各教科、特別活動、総合的な学習の時間などの機会を通じて、総合的に推進する必要がある。

(2) 本校におけるいじめの防止等のための措置

- ①平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対しては、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、恒常的に教職員全員の共通理解を図っていく。

生徒に対しては、桃谷通信やホームルーム活動、学校行事等で教職員が、日常的にいじめの問題にふれ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成していく。

- ②いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、進路指導や学校行事等を通して、生徒の社会性を育むとともに、様々な社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな態度を養っていく。
- ③いじめが生まれる背景を考慮し、指導上の注意点として、学校生活や人間関係等のストレスがかからないよう、学級や部活動等の人間関係を把握して一人ひとりがしっかりと位置付いた集団づくりを進めていく。
- ④生徒一人ひとりがしっかりと位置付いた集団づくりを進めるために、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係作りを醸成し、安心・安全に学校生活を送り、規律正しい態度で、スクーリングや行事に主体的に参加・活躍できるような環境を整える。
- ⑤わかりやすい授業づくりを進めるために、学習についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした解りやすい指導を進めていく。
- ⑥ストレスに適切に対処できる力を育むために、運動・スポーツや読書などでストレスを発散したり、誰かに相談したりする機会を大切にすることの重要性を指導する。
- ⑦いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものであり、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化するものであるという認識を共有する。また、障がいについて、適切に理解した上で、生徒に対する指導にあたる。
- ⑧自己有用感や自己肯定感を育む取組として、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。
- ⑨生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、そうした問題を生徒自身

が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。例えば、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを指導していく。

2 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがある。小さな兆候であっても、早い段階からの確に関わりを持つことが何より大事である。

本校においては、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等を行うことにより、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。また、生徒の小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合は、教職員が一人に対応することなく、関係者間で情報を共有し、組織として迅速な対応を行う。

(2) 本校におけるいじめの早期発見のための措置

①実態把握の方法として、定期的なアンケートを適宜実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

②本校ホームページや案内文書により、スクーリング実施日の保健室の開室、相談室の開室やスクールカウンセラー来校の案内等の相談体制を広く周知する。また、教職員向けアンケートや生徒及び保護者向けアンケート等により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

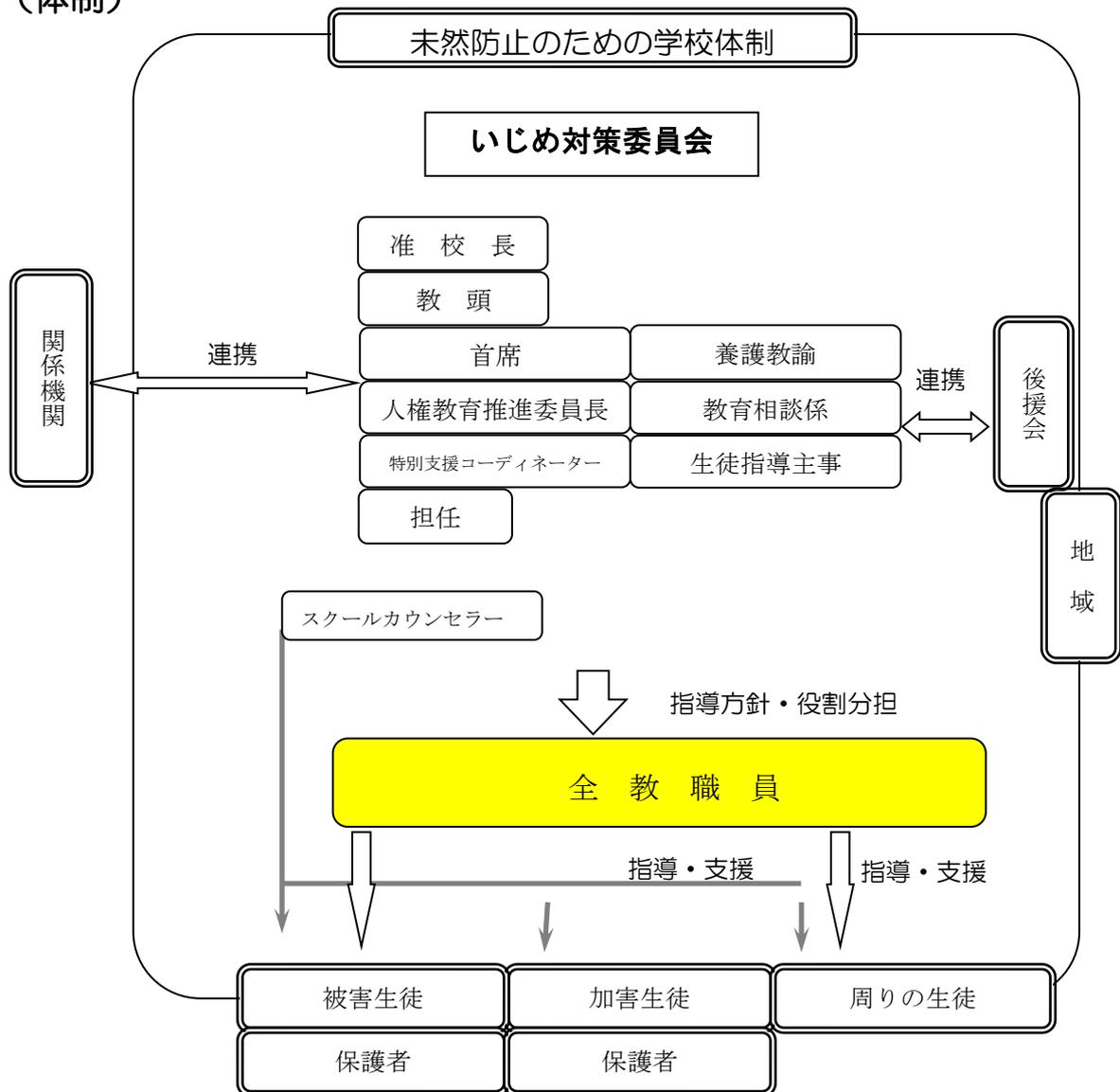
③日常の生徒観察のポイントとして休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子を観察したり、提出されたレポート等、教職員と生徒の間で日常行われている情報交換を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。

④保護者向けアンケートなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。

⑤生徒、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、保健室や相談室、電話相談窓口等の機能を定期的に点検していく。

⑥教育相談等で得た生徒の個人情報については、その取扱いについての方針を明らかにし、適切に取り扱う。

(体制)



3 いじめへの対処

(1) 基本的な考え方

いじめ(あるいはいじめの可能性)が確認された場合、まずはいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保が最優先である。関係者で緊密に連携した上で、いじめたとされる生徒に対して事実関係の確認を行い、必要に応じて、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を活用するなどし、警察や福祉機関等の外部機関との連携も含めた対応方針を決定し、組織として対応する。

また、いじめた生徒に対してはいじめが絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示し、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整える。この際、事実関係を確認したら、迅速に保護者に連絡し、学校と保護者が連携して対応を適切に行う。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況に

ある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導をするためには、学校の教職員組織全体での継続的で粘り強い指導を行い、情緒的な安定を獲得していく中で、成長支援の観点を踏まえ規範意識や社会性を育成していくことが必要である。

さらに、いじめを見ていたり、同調したりした生徒の中にも様々な思いを抱えている生徒たちがいる。いじめを受けたものの立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容を求める。はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、いじめを受けている生徒にとっては孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団の一人ひとりの課題であるということ認識させていく。

(2) 本校におけるいじめへの対処等のための措置

①ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

②いじめを発見した教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかにいじめをやめさせた上で、迅速に関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。その際、いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

③事実関係を聴取し、いじめの事実が認知された場合、迅速に関係生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。また、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

④いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

⑤いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応

方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

⑥いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合うために、すべての教職員が支援し、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、遠足等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

4 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月以上の期間継続していること。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害を受けた生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認できていること。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 ネット上のいじめへの対応

①ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議して関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

②書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ

者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して迅速に対応する。

- ③また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。